

近世初期農民の移動と土着

半田 隆夫

目次

- 一 〈移動〉ということ
- 二 「移動」と幕藩「法」
- 三 「入百姓」の実態
- 四 「走百姓」の実態
- 五 諸藩の「走百姓」への対応
- 六 藩相互間の人返協定
- 七 島原・天草の乱と「移百姓」

一、△移動▽ということ

△移動△といふことばには、「移り動く」という自律的行動と、「移し動かす」という他律的行動との二律背反的意味があ
る。

近世初期の農民層に多くみられる「走り」・「逃散」・「欠落」などの農民の移動は、自律的移動であり、幕藩体制という、体制下の移動であれば、積極的であるか消極的であるかの差異はあっても、それは一つの権力への抵抗の態様をなす。「移百^{うつし}姓」・「仕立新百姓」・「戻百姓^{もど}」などは、自己の意志による移動ではなく、藩や領主による命令や束縛によって行動規定される他律的移動である。

「移動」には、もう一つ、階級的移動がある。戦国期の下剋上^{しもこくじょう}という自律的移動と、近世初期の兵農分離策にみられる他律的移動がある。

東・西の対立抗争の関が原の役後、徳川氏は耕權を確立するが、戦後の動搖は、多くの農民層の地域的・階級的移動を、全国的に可能にした。

領主層は、階級的移動の阻止と定着を計るために、「刀狩令」を発している。

已上

御分領道具狩雖被 仰付候、福嶋之内躍村之者共、刀・脇指被成御免者也

慶長九年

加々山隼人

十一月廿三日

興紀

福嶋村躍子中

この史料は、豊前細川藩の下毛郡奉行加々山隼人興紀から下毛郡福嶋手永の福嶋村躍子中に宛てた「刀狩り」である。

細川氏は、関ヶ原の役後、慶長五（一六〇〇）年に、豊前中津に入部し、翌春から領内の総検地を行ない、七月に完了。⁽³⁾八月には領地を給地と藏入地に分ける知行割を実施している。⁽³⁾慶長九（一六〇四）年には、「刀狩り」がみられ、領地の確保・貢納の増収・兵農分離など、一連の領主権力の強化を図った。

しかし、一条の「刀狩令」だけで「兵農分離」が可能な在地構造ではなかった。殊に、豊前・豊後は、大友旧属家臣が竄走^{ざんそう}

し、「牢人」や「牢人百姓」の移動と潜伏が多かった。細川氏は、大友氏の残党が在地エネルギーを糾合し、揆を一にすることを未然に防ぐべく、帰農した旧在地土豪を庄屋などの村役人層に取たて、懷柔的支配を行なつていった。

慶長五（一六〇〇）年、四国土佐に入封した山内一豊も、長宗我部氏の旧制令と遺制の「一領具足」を安堵し、離散の「百姓」を還住させる妥協策を探らざるを得なかつた。⁽⁴⁾ 兵農未分離の旧「一領具足」を庄屋層に任命し、農民の取締りに当らせた。同じ四国の大波峰須賀家政は、元和三（一六一七）年になつて、漸く「刀狩り」を実行し、階級的定着を計ろうとしたのである。

註 (1) 「梅谷文書」（『熊本県史料』中世編第一）

(2) 正確には、豊前・豊後細川藩というべきであろうが、肥後細川藩と峻別するため、以後、豊前細川藩とする。

(3) 「松向公綱考轉六」慶長六年より同十八年迄（熊大図書館所蔵）参照。

(4) 入交好脩著「徳川幕藩制の構造と解体」参照。

二、「移動」と幕藩「法」

近世初期の農民は、生來の土地（本貫地）をひそかに離れ、何故に、他村・他郷・他国に移動したのか。そして、これら「走百姓」に対して、領主層は、どの様な対応をしたのであろうか。

秀吉は、天正一四（一五八六）年と、同一九（一五九一）年の法令で、農民が土地を捨て、他郷へ行くこと、商人になつたり、日傭取りになることを禁じている。⁽¹⁾ 四国の長曾我部元親・盛親は、慶長一（一五九六）年三月二四日付の「元親撫書百ヶ条」で、「走り」を禁じ、親族縁座と訴人褒賞制を採用している。

これら近世初頭の「分國法」における「走り」に対して、初期幕藩期、殊に、慶長～元和初期における幕府と藩の「走百姓」への対応は、趣を異にしている。

まず、幕府の「走百姓」への対策をみてみよう。慶長八（一六〇三）年三月二七日の「覚」には、次の様に規定している。

一、御領所并私領之百姓事、其代官・領主非分有によつて、所を立のき候付而は、たとひ其主より相届候とも、みたりに不可返付事

一、年貢未進等有之者、隣郷の取を以、於奉行所、互之出入令勘定相済候上、何方に成共可居住事
 一、御代官衆之儀者、於有非分者、届なしに直目安を以可申上事

すなわち、「代官・領主」の非法に対抗して、「百姓」が「所を立のく」ことを許し、恣意的な人返しを禁じている。また年貢さえ納めれば、どこに居住してもよい、というのである。そして、代官衆の悪政・非分に対する訴権（弾劾権）を「百姓」に公認し、「代官・領主」の恣意的な「百姓」搾取を排除しようとした。

では、各藩の「走百姓」への対応はどうであつただろうか。

伊予・藤堂高虎の、慶長六（一六〇一）年の「置目条々」⁽²⁾には

一、百姓家付之帳此方に有之候間、其帳面より出来増候は可為手柄候、若又、一人もうせ申様に相成候はゞ、可為越度事とあり、「走百姓」の禁止と「百姓」経営数の維持・強化を企図している。

豊前・細川忠興の、慶長六（一六〇一）年正月二七日の「覚」⁽³⁾に

一、失人居所入念改、書付早々可見更

同七年一二月の「覚」には

一、失人可被付立事

一、在々者共覺悟善惡見届聞届可被申聞事

付、他國ニ親類之有所是又可被聞立事

と、「失人」の「付立」、そして「居所改」と「他國の親類聞立」を命じている。⁽⁵⁾

筑前・黒田長政の、慶長一二（一六〇七）年六月一二日付の「國中撻」では、走百姓の宿と送迎の禁止を規定している。⁽⁶⁾

佐伯・毛利高政の、慶長一三（一六〇八）年一二月四日の「定」に至っては

一、百姓向後はしきせ申間敷候、若走り可申様なる百姓於有之者、人質を取置可申事と、「入質」を取つてまで、「走り」を嚴禁したのである。

藩領では、この様に、一様に他国への「百姓」の自律的移動を禁止し、監視して、「百姓」経営数の維持、年貢增收を計り、領國經營を安定化させようとしている。

幕府と藩では、「走り」に対する対応に差異があった。各藩は、一様に「走り」を禁じたが、「入百姓」に対する対応は一樣ではなかつた。

肥後・加藤清正は、「他郷亡逃散之百姓、一切かかへをくへかさる事」（慶長六年五月三日「撻」⁽⁸⁾）と、「入百姓」の移入を禁じ、久留米・有馬豊氏も「從^二他所^一走來奉公人・百姓等領内不可^ニ隨抱置候事」と、領内への新入百姓を排斥している。⁽⁹⁾ 福岡・黒田長政も同様である。⁽¹⁰⁾

これに対して、「入百姓」を受容した藩がある。

慶長一五（一六一〇）年九月、池田輝政は、淡路国に対する「撻」⁽¹¹⁾で

一、先代立定候百姓并他国より相集百姓有之ハ、其村々において諸役三年可免除事

と、他国よりの「入百姓」には諸役三年免除の特典を認め、「百姓」經營数の増大を計らうとしており、さらに、豊前・細川忠利に至つては、慶長一五（一六一〇）年には

一、他国之牢人・百姓罷越有付候ハ、永御公役被成御免、其上才覚仕候て召寄候惣庄や・小庄屋可忠節由可被申渡候事と、他国より細川領に逃げてきた「牢人」や「新百姓」に、「永く公役御免」を申付ける程であった。⁽¹²⁾

註 (1) 「御当家令条」二七三号、「徳川禁止考」二七七五号。

- 〔宗國史〕下巻七四三—四頁。
- 〔松井家文書〕（熊大図書館所蔵）。
- (4) 右同。
- (5) 「速見郡之内木付廻家付・人付・牛馬御改帳」（慶長一六年一月廿三日）の下八坂村の所に「一、新三郎と申百姓、慶十三年ニ走申、〔大分縣〕南郡内野津原と申所居申候、于今不罷帰候、所にも親類御座候」とあり、「走百姓」源三郎・又二郎にも走先に親類がある、と註記している。
- (6) 一、走百姓の宿、送迎仕間敷候、荷物以下預置候はゝ、可レ為シ曲事シ事〔福岡県史〕第二巻上冊五頁）。
- (7) 「温故知新錄」〔大分県史史料叢書〕(三)。同様の「触」が、慶長一四年一二月六日、十日にも出ている。
- (8) 〔大分縣史料〕(13)第二部三三頁。
- (9) 〔福岡県史〕第三巻上冊三頁。
- (10) 一、走來百姓理相済參仕度由申候ハゝ、代官・給人無異議差返可レ申候、本給人より理不尽ニ召返候儀停止候事〔福岡県史〕第二巻上冊八頁）。
- (11) 〔大日本史料〕十二の七、七二四一五頁。
- (12) 豊前細川藩、慶長一五年法令。

三、「入百姓」の実態

では、これらの「入百姓」や「走百姓」は、近世初期に一体どれ位いたのであらうか。豊前細川藩を中心に、「移動」の実態をみてみよう。

まず、「入百姓」について。

熊大図書館所蔵の「松井文書」の中に、「規矩郡へ中国ヨリ走來男女付立之御帳—慶長六年ヨリ寛永六年迄」と、「規矩

郡村々江筑前^カ出来人改帳—慶長六年^カ寛永六年迄—」という史料がある。

一、中国宮野村与介壱人　慶長六年ニ參、山本村へ居申候

と、それぞれが始まる同一様式の「入百姓」書上げである。慶長六（一六〇一）年から寛永六（一六二九）年までの二九年間に、中国ならびに筑前から豊前国規矩郡六手永に流入した「新百姓」個々の累計的改帳であり、寛永六年四月廿一日の日付を以つて、合馬清六ら六手永の惣庄屋⁽¹⁾から郡奉行一家老に差出したものである。

中国から豊前国規矩郡への「入百姓」は、二九年間で五一一件、一、五六三人。年平均一七・六件、五四人である。

元和八（一六二二）年の「豊前国規矩郡人畜改帳」によると、当郡の人口は、一〇、八九三人（但し、武士を除いた数）であるので、慶長六年以降元和八年までの「入百姓」数一、一八六人は、当年人口の一〇・九%に當る。すなわち、規矩郡人口の一割は、中国からの流入人口である。「松井文書」の中に、この他に「萩ヨリ御國へ走百姓之書立之写」（寛永三年四月一六日ニ申來写）があり、前掲二史料に含まれていらない「走者」四〇人の書立があるので、未発見史料による「入百姓」数を加算すると、その率はもつと上昇するであろう。

中国ならびに筑前国からの「入百姓」の実態を表とグラフでまとめておく。

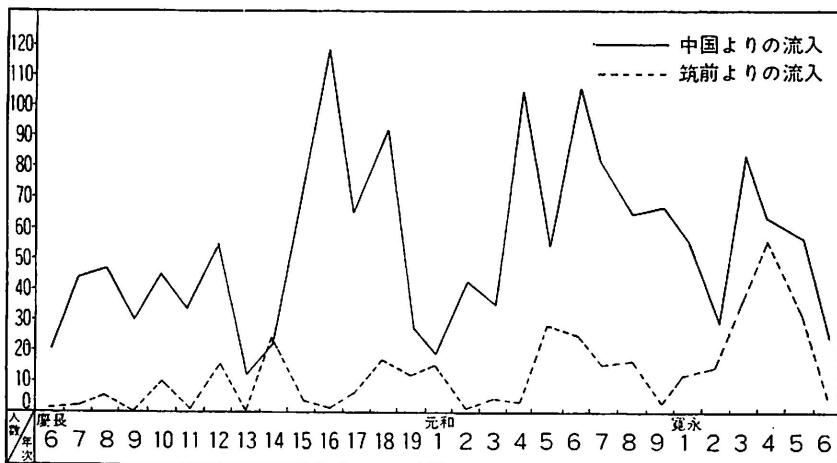
この表と年次別グラフをみてみると、慶長一五—一八年に最初のピークがある。これは、前述の如く、慶長一五（一六一〇）年に、細川藩が、他国から流入の「牢人」・「新百姓」に、「永く公役を免除」する「定」を発したためであろう。慶長一九—元和三年の低迷は、慶長一九（一六一四）年の禁教令による二豊領内のキリストン弾圧の余波によるものと考えられる。元和四、六年には、再びキリストン弾圧前の慶長一八年レヴェルの一〇〇余人に上昇し、寛永二年までは下降線を辿り、寛永三年に八三人と増加し、再度下降していく。

筑前国よりの「入百姓」は、同期間に一四八件、三六八人であり、年平均五・一件、一三人である。

<表1> 筑前国・中国より豊前国規矩郡への「入百姓」の件数・人数・階層別統計
(慶長6～寛永6)

本貫 国	慶長6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	元和1	2	3	4	5	6	7	8	9	寛永1	2	3	4	5	6	計
筑 前 件 数	1	1	3	3	1	6	5	2	2	6	7	4	6	1	2	3	9	7	6	6	3	6	8	14	20	13	3	148		
人 数	1	2	5	10	1	16	24	4	2	7	17	12	16	1	4	3	28	24	15	16	3	12	15	37	56	32	5	368		
件 数	11	18	24	13	16	13	24	4	10	22	34	19	30	10	8	16	13	34	19	31	31	26	28	12	8	11	13	9	4	511
人 数	20	44	47	30	45	34	55	12	23	71	119	64	91	27	19	42	35	101	54	105	81	64	66	56	29	83	63	57	23	1563
中 本百姓	6	11	12	8	9	7	12	2	3	13	20	8	13	6		9	5	14	10	15	16	10	13	10	16	13	13	4	278	
名子百姓	5	7	10	5	7	6	12	2	7	9	14	11	17	4	8	7	8	20	9	16	15	16	9	8	11	14	15	3	275	
子	2	4	7	3	6	6	7	2	3	18	25	11	20	8	3	9	7	28	11	20	18	14	17	15	5	16	3	16	5	309
互	7	19	16	14	15	15	22	6	10	22	51	31	37	9	8	14	15	38	24	39	32	24	27	23	13	37	32	16	9	625
下 人		2	2	2			6	6	2	4				3	2		5										5	2	41	
下 女		2					3	3	1						2	10											4	3	28	
荒 仕 子			6																										6	
妾 子		1																											1	

<グラフ1> 筑前国・中国より豊前国規矩郡への年次別「入百姓」数(慶長6～寛永6)



中国よりの「入百姓」が、筑前国のそれより件数にして三・五倍、人数では二九・六倍も多いのは何故だろうか。
まず、「入百姓」の中国における本貫地をみてみよう。

長門国：豊浦郡（下関）
秋根・小月・伊倉・稗田・赤田
・長府・伊崎・小野・市野宮
井・川棚・麻生
引島・室津・黒
・長野・大河内
・田部
山田・貞光・宇
部) 厚狭郡 (吉

見・宇部・船木・厚狭・埴生・川上・中山・棚井・末延・須恵・松屋・宇津井・吉田) 大津郡(萩・三隅・小畑)
美祢郡(大田・秋吉・伊佐)

周防国: 吉敷郡(山口・大内・宮野・吉木・朝田・黒川・恒富・吉田・陶・白松・長野・下津領・間田) 都濃郡(下松・河

上・小畠) 玖珂郡(岩国・楊井・広瀬) 佐波郡(徳地・植松・右田)

など、長門・周防二国と広島にまで本貫地が及んでいる。

この様に、中國のうちでも、長門・周防国からの移入が多いのは、地理的条件と共に、政治・経済的要因があつたと考えられる。

安芸広島を本拠に、中國地方一一二万石の大名であつた毛利輝元・秀就は、閑が原役の敗退で、長門・周防二国二九万八〇〇〇石余に封入され、また、毛利秀元も防長内二〇万石の封地を長門国府中三万六〇〇〇余石に減封されたため、狹少な領國に家臣団を始め領民を吸収しきれず、その上、年貢所当の収奪の厳しさに、他国への流出を余儀なくされたのである。この間の事情を、防長両国を中心とした中國側の史料⁽²⁾でみてみよう。

慶長一〇(一六〇五)年一二月一四日付の「言上条々」⁽²⁾には次の様にある。

一、子年以来遂電の百姓許容仕間敷事、縦不存候て領分に居候共、先主より理候は、則返司申事

子年^三慶長五(一六〇〇)年以来の「走百姓」を許めず、「先主」よりの中出に対しては人返しすべきことを申付けている。

藏入代官職(当職)益田元祥の「覚書」⁽³⁾によると

一、三井検地已來、両国百姓分散之事

付、小倉ニ周防町・長門町とて被立候山、此已前から取沙汰候事

慶長一二(一六〇七)年の三井元信・藏田元連の防長両国の検地以来、百姓の分散が顕著になり、豊前小倉には、「周防町」「長門町」という「町」が立つた、という。そして

一、三内左・笠孫兵御代官の時、走百姓之付被仰付候、御公領ニ千七百八拾五人、人給ニ千五百人、人給三千五百人、合三千貳百余御座候、
杉九郎兵・兒忠左請之、大殿様（輝元）御帳箱ニ可有之と存候事
と、三浦元澄・笠井孫兵衛の代官時代（慶長一七・元和元）に、「走百姓」の「付」立が行なわれ、藏入地で一、七八五人、
給地で一、五〇〇人、合計三、二〇〇余人の「走り」があつた、と記している。

慶長六・元和元年の一五年間に、中国から細川領規矩郡に七〇一人の「走り」がみられるので、この地域以外への「走り」
があつたことは、当然ながら考えられる。さらに

一、右之分候故、年々荒所出来増申候つる事

と述べている様に、この「走り」のため、年々「荒所」が増加していったのである。⁽⁴⁾

元和元（一六一五）年閏六月、藩は三井就延に命じて荒廃田を検じさせている。

元和四（一六一八）年二月三日、毛利輝元・秀就は、蔵入代官職榎本元吉に命じて、「離散百姓」を究明し、その本貫地
(本所)への帰住令を発している。

定(5)

先年三井但馬守檢地以来、公領在々より奉公人の儀、百姓・下子・下人已下、帳ハつれの者たりといふとも、百姓すちの
ものにおゐてハ相改、悉其在々へもとし百姓にすへおくへし、たとひ奉公に出、一とをり対面の者たりとも不及其沙汰、
堅せんさくいたし帰住可申付者也

これは、慶長一二（一六〇七）年の三井元信の檢地時点以降の「走り」に対する帰住令である。そして、藏入地領民の「走
百姓」、「帰參百姓」の究明には、「年々人からを替、一郡へ一人づゝ御陸衆を遣」わしている。⁽⁶⁾

寛永元（一六二四）年の熊野藤兵衛に命じた防長二國の檢地では、一五、〇〇〇石余の「荒所」を割出している。⁽⁷⁾ そのうち
三、〇〇〇石余を開き、寛永六（一六二九）年より「土貢取上ヶ」を申付けている。⁽⁸⁾ この他に、同年までに新開一、一〇〇石

余を開き、還住農民を入植させたようである。⁽⁹⁾

防長二國の領民の他国・他領への移住が多いのは、どこらに原因があつたのであろうか。

「益田元祥覚書」によると、寛永の初頃までは、「代官・庄屋以下」が、七、八割の利銀で借り、困窮した蔵入百姓に貸付けて、秋米で取り抑え、それが「和市ニより一倍之上ニ當」つたゝめ、「大分百姓之痛」であった、という。そこで、長府藩主毛利秀元へ伺い、「貳和利占上之銀子かり候者もかし候者も曲事之通、法度を立てて、「代官存御土貢之外可相調程之校量を以、代官之判仕、かし候様ニと相定」めている。そして、寛永七（一六三〇）年には、「一わり半」の利詰にした。ところが、「如此俄ニ利をさげ申ニ付而、かし手無之」状況が多分に出てきたので、蔵入代官職（当職ニ益田元祥ら）が請人になり、「かし手引付」を行なつてゐる。

では、一体、防長領民は、どれ位の貢税を納めさせられたのであらうか。

岩国領では、元和三（一六一七）年に、「六つ物成」の税法を制定し、諸給地の組替を行なつてゐる。⁽¹⁰⁾ 寛永元（一六二四）年の防長両国領では、「五つ成」で割出している。⁽¹¹⁾ 六割、五割に附加税や諸役が過重されるので、農民にとっては、かなり厳しい税率であったようだ。その上、この寛永元年の熊野検地以来、凶作が打続き、「近年干損・風損・虫損相続、物成年々相減」⁽¹²⁾する状況であった。寛永一〇（一六三三）年、最初の幕府諸国巡見使が領内巡回の時には、郡奉行二人が廻郡し、百姓に示諭して愁訴を抑止した程であつた。⁽¹³⁾

「走り」の多い防長二國では、「人沙汰」に関する令條が多い。文禄五（一五九六）年の「人沙汰の事」を始め、慶長一〇（一六〇五）年、同一九（一六一四）年、元和四（一六一八）年、寛永元（一六二四）年、同四（一六二七）年、同六（一六二九）年、同二〇（一六四三）年などと、「山口県史料」に「人沙汰仕法」の項目がたてられてゐる程である。⁽¹⁴⁾

寛永二〇（一六四三）年六月二三日の「ケ条」（「郡中簡条」）に、「走り」について次の様な規定がある。

残者として指戻候やうに可被申付候、手遣緩ニ仕、指戻儀不相成候ハヽ、残者依其品法度可申付事

付、分散の百姓在之時は、福原九郎兵衛・三井善兵衛迄時々注進可被仕事
「五人与・十人組」の連帶責任で「走百姓」を差戻す様に命じてゐるのである。

同年正月朔日の「ケ条」⁽⁴⁵⁾（「春定箇条」）に

一、新百姓・帰百姓被仕立、有付候やうに手遣可被仕候、左候ハヽ、右の百姓ハ三年役目を除、其外少の御心付も可被遣候とある様に、「新百姓」や「帰百姓」が、「有付」いたなら、「三年役目を除」き、「其外少の心付」を遣わす、と帰村還住奨励策を打出してゐる。還住奨励は、慶長・元和初期にみられ、寛永末・正保期には強制還住策を諸藩では打出すのであるが、防長二国では、藩の台所工合とは裏腹の苦肉の策を講ぜざるを得なかつた。

一方、中国の「走百姓」の移入地の規矩郡の事情はどうであろうか。

規矩郡では、慶長七（一六〇二）年から小倉城の構築と城下町の建設が始まり、諸国から商人を集め、城普請に貢献したもののには屋敷地を与え、地子と賦役を免除したために、人口も一挙に七、〇〇〇人に増大していった。また、細川忠利は、金山開発を手がけ、寛永四（一六二七）年頃には、呼野で一、〇〇〇人程度の掘子が諸国から集まつており、採銅所には、その三分の一程度であつたという。⁽⁴⁷⁾

元和八（一六二二）年七月三日の「規矩郡家人牛馬之御帳」に、馬寄村のうち藏納地高四一五石六斗三升毫合七才「中國出作・八幡領共ニ」とある。現に、元和五年以降同八年までに中国より七人の馬寄村への「新百姓」移入をみることができる。規矩郡のうちで、一番多い移入地は、大裏町、次いで田野浦の、中国に近接の北部海岸地域であり、そして、小倉城下に連接の到津・片野・北方・城野・黒原・長浜と続き、曾根・山本などの在町にも移住者が多い。

移入者は、「本百姓」と「名子百姓」が二七八人と二七五人と、同数程度で多く、家族を伴つての「走り」が顯著である。「下人」と「下女」の「走り」も四一人と二八人で、かなり多いのである。

註

(1) ほかに城野五郎左衛門・高月孫右衛門・富野二郎右衛門・篠崎孫兵衛・永野九兵衛の五惣庄屋。

(2) 『山口県史料』四五五頁。

(3) 「毛利家文書之四」(『大日本古文書』家わけ八ノ四) 四六七頁。

(4) 『山口県文化史年表』一二二二頁参照。

(5) 『山口県史料』四〇頁。

(6) 「毛利家文書之四」(『大日本古文書』家わけ八ノ四) 四七三頁。

(7) 右同四六八頁。

(8) 右同四六九頁。

(9) 右同。

(10) 『山口県文化史年表』一二二二頁参照。

(11) 右同一二三頁参照。

(12) 「毛利家文書之四」(『大日本古文書』家わけ八ノ四) 四七四頁。

(13) 『山口県文化史年表』一二五頁参照。

(14) 『山口県史料』二五頁。

(15) 右同二二二頁。

(16) 『北九州の歴史』小田富士雄他著一〇九頁参照。

(17) 『大日本近世史料』小倉藩人畜改帳二

四、「走百姓」の実態

次に、「走百姓」の実態を、豊前細川譜を中心に、「松井文書」(熊大図書館所蔵)八点と、いわゆる「小倉藩人畜改帳」⁽¹⁾

<表2> 細川藩領より他国への「走百姓」年次別人数（慶長5～寛永6）

	元和	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	元和	2	3	4	5	6	7	8	9	寛永	1	2	3	4	5	6	年号不詳	計	
本貫郡→走先國																																			
国 東→ 岡																	4	27	3	10	6	2	8	6	8	30	4							4	112
国 東→ 森																	4				7	2		15	5								7	41	
国 東→ 肥 後																			3	6	2			5											16
国東→行衛不知	1	4	5	7		10	2	11	26	5	11	21	7	34	12	12	12	24	10	24	32	31	23	25	16	12	26	28	53	14		498			
速 見→ 岡																	1		3	2														6	
宇 佐→ 岡																	4	8	9	2	1	5	2	12									5	48	
宇 佐→ 森																	1	3	1	8	2	1			1	9								26	
宇 佐→ 肥 後																		1			5			1		8	2	12	4						33
宇 佐→ 府 内																			4			6	1			4	7	4							26
下 毛→ 森	11	4	4		11		24	2	18	24	9	18	23	15	21	34	5	49	33	22	18											3	348		
上 毛→ 不 明	4	1	5					3	5	2	3	6	6	4		1			9	1	1	1	2	4	20	11								89	
仲 津→ 森																				1															1
規 矩→ 岡																				1															1
小 計	5	16	5	17	4	10	13	11	54	15	32	45	35	99	55	43	43	80	37	83	87	132	52	26	26	18	62	39	68	14	19	1245			

にみてみよう。

細川藩領域は、規矩・田川・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐の豊前八郡と国東・速見の豊後二郡の二豊一〇郡であるが、史料の制約上、ここでは、上毛・下毛・宇佐・国東・速見を中心とした「走百姓」の記録に限定せざるを得ない。

「走り」は、元来、自律的移動であり、「行方知らず」が建前であり、現に上毛郡八九人、国東郡四九八人を合わせた「行衛不知」五八七人といふ数は、慶長五～寛永六年の限定された統計上の「走百姓」一、二四五人の四七%に当る。

「走り」の発生状況を年次別に図表でみると、細川入国初期の慶長五～二年に「走り」の記録が少ないので、調査・書上が元和八、寛永六年の「走百姓改」の時点のために記録が確かにないと、この時期は検地を中心とした土地改が主体をなし、人改は、慶長一四（一六〇九）年の「人畜改」以降になつて行なわれたからである。しかし、実際には、領主の転入封期による相当数の人的移動が推察される。慶長一三、同一年、元和七、寛永五年に「走百姓」が多いのは、慶長一四、同一年、元和八年の「人畜改」や元和八、寛永六年の「走百姓改」調査による割出しによるものであろう。慶長一八年に多いことについて、川口恭子氏は、「近世初期走百姓について—豊後国国東郡の場合—」の中で、「走百姓返還の期限を

慶長一八年ときめ、それ以前のものは「還住させない」という協定をとつたためではないか」と指摘されている。慶長一九〇元和二年の低落は、慶長一九（一六一四）年の細川領内におけるキリシタン弾圧による人改に一因があるようである。

「走り」を地域別にみると、国東郡や下毛郡の山つきの農村からの領外流出が多い。殊に、下毛郡の山国川中、上流地域の山国谷山村集落や国東郡の両子山麓の両子手永が多い。これらの農村には、「名子」・「下人」・「下女」を抱えた中世的な地主手作経営が残存し、山あいの狭隘な土地では生産力も低く、殊に給地では給人による年貢外の夫役による収奪も厳しかつたのである。

近世初期の農民が、なぜに走り、どこに走ったか、もう少しみてみよう。

慶長一六（一六一一）年二月二二日の「速見郡之内由布院村々家付・人付・牛馬御改帳」の幸野村庄屋・肝煎の指出による(2)

と
一、走百姓三人御座候、御年貢ニ仕はて御郡役等不成候て、慶長拾五年ニ走申候

とあり、また

一、御年貢につまり賣申牛馬

として、牛二八疋・馬七疋が売却され、「百姓手前ニ有之牛馬」は二八疋。うち六疋は古牛・子牛、九疋は古馬・足め馬で、農耕可能な牛馬は、家数五〇軒、人数一二一人の幸野村で、一三疋という状況であった。(3)

そして、平村庄屋の指出によると(4)

一、走人、慶拾五年におわり御普請ニ罷上り、又二郎ト申百姓すくさま走申候事

と、慶長一五（一六一〇）年の尾張名古屋城普請に出向させられた百姓又二郎が出奔している。妙祖村小者新五、怒留湯村助二郎(6)も普請役先の尾張で逃亡している。

慶長一二（一六〇七）年には、主として西国大名領に江戸城増築の大工役として高一、〇〇〇石に人夫一人の「千石夫」を

同年には、また、駿河城普請の「五百石夫」を課しており、他に銚子築港（慶長一四）・篠山城（同）・龜山城（同一五）・皇居修造（同一六）・江戸舟入場（同一七）・高田城（同一九）・江戸城石壁（同）などの普請役があり、これら国役先での「走り」が考えられるのである。

毛利高政（友重）の預り地玖珠郡の田野村では、慶長一〇（一六一五）年、波擊した村再建のために、次の様な処置が採られた。

当村之事、津出京夫・日田之詰夫等当年より三年之間ゆるし候間、走候百姓悉めしなをし、荒等おこし有付可申事、其上よこ成物のちや・かきの儀も令用捨者也、仍如件

これは、毛利民部太輔友重から田野村庄屋・百姓中に宛てた九月二九日付の書状⁽⁷⁾であるが、それによると、領主は、「津出京夫・日田詰夫」などの公役や横物成を三年間免除し、人返策を採り、「走り」による不作荒地を起耕し、有付地の確定を計ろうとしたのである。しかし、三年間では村再建が不可能であつたらしく、元和四（一六一八）年に、石川淡路吉次らは同様の「諸役免除」を発令している。⁽⁸⁾

細川領から岡藩竹田に走ったものの中には、中間奉公や桶屋奉公・僧侶奉公になつたものがいた。⁽⁹⁾岡藩では、木浦山銀山が慶長一三（一六〇八）年に発見されているが、元和三⁽¹⁰⁾六年に國東・規矩・宇佐郡から五人の銀山への「走り」がみられる。また、宇佐郡から日向銀山へ走つたものもいた。しかし、多くは農村奉公人として「仕立新百姓」や「質奉公人」・自立「小農」・「名子」・「下人」・「下女」となり、あるいは名を替えて、再び「小農」身分に回帰・定在したのである。

- (1) (1) 「内記分領ヨリ右衛門市棟御領内へ走越居申百姓之帳」（元和八年十月一日、細川忠利分領國東郡より久留島通春森藩領内への走百姓）(2) 「内記分領ヨリ内膳様御領内へ走百姓當春進之候帳而之内居不申と被仰越候分又々居所聞立申帳」（元和八年十月十日、細川領分より中川久盛岡藩領内への走百姓）(3) 「内記御領分ヨリ内膳正領分へ走參候御百姓改帳」（元和八年霜月朔日、細川忠利領分より中川久盛岡藩領内への走百姓）(4) 「賀藤肥後守様御領分江國東ヨリ走越居申御百姓數帳」（寛永六年四月十九日、細川忠利分領國東よ

り加藤清正肥後藩ニ飛地鶴崎への走百姓) (5)「國東郡御入國以来走申御百姓行衛不知分之御帳」(寛永六年四月十九日、細川忠利分領國東郡より行方知れずの百姓) (6)「宇佐郡ヨリ竹中采女正殿御領分江走居申御百姓御改之帳」(寛永六年三月廿一日、細川忠利領分宇佐郡より竹中重利府内藩領内への走百姓) (7)「宇佐郡ヨリ加藤肥後守殿御領分江走居申御百姓御改之帳」(寛永六年三月廿一日、細川忠利領分宇佐郡より加藤清正肥後藩飛地への走百姓) (8)「上毛郡々走行衛不知者書上帳」(寛永六年卯月十六日、細川忠利領分上毛郡より行方知れずの百姓)

(2) 「大日本近世史料一小倉藩人帝改帳」一八五頁。

(3) 右同一八二頁。

(4) 右同二二〇頁。

(5) 一、走人小者貳人、内壹人ハ与ニ郎と申者、慶長拾五年ニ走申候、行方不存候、壹人ハ新五と申者、尾張御普請罷立候て直ヘ走申候事

(6) 一、走人、助ニ郎と申者、尾張夫ニ罷立候て走、別ニ壹人も走不申候事

(7) 「真修寺文書」(大分縣史料) (13)第一部) 三二三頁。

(8) 右同三一二頁。

(9) 「内記分領ヨリ内膳様御領内へ走百姓當春進之候帳而之内居不申と被仰越候分々居所聞立申帳」(元和八年十月十日、松井文書)

(10) 右同。「銀山ニ居申分」(国東郡一人、規矩郡一人、宇佐郡三人)。

(11) 「内記様御領分ヨリ内膳正領分へ走參候御百姓改帳」

五、諸藩の「走百姓」への対応

この様な「走百姓」に対し、藩はどの様な対応策を採ったのであろうか。

慶長六(一六〇一)年五月三日の加藤清正の「捷」⁽¹⁾には

逐電之百姓他郷ニ於在之者、代官ニ申聞拘置、所之代官ニ相理可令還住

と、走り先の代官に断つて帰村還住させている。

久留米有馬藩は、元和七（一六二一）年三月の「捷書」⁽²⁾で次の様に規定している。

一、申年以前逐電之百姓只今在所無別条「帰参、田畠於致耕作者、其物成納所之外三年諸役可為免許事

元和六年已前に逐電の戻百姓には、「物成納所之外諸役」三年免除の特典を与え、還住獎励策を探つてある。

この様に、村請制が不確定で、兵農分離の展開期である慶長・元和初期には、百姓の還住獎励と奉公人・下人の強制人返策が採られた。

しかるに、検地名請農民の有付地への繫縛が進行し、村請制が確立すると、「走百姓」・「逃散」の全面的禁止と「走百姓」の強制還住が行われるようになる。

佐賀藩の元和七（一六二一）年の「諸法度并安置条々」には

一、百姓或走、或不遂案内、他方へ奉公ニ罷出儀、又は貨取ニ參候儀、堅令停止候、若相背者於有之ハ、給地之者ニ候ハ、十人組之者藏入所ニ可召移候、又藏入所之者ニ候ハ、別代官所へ可移候、但、不相改以前ニ其代官又は其領主於申出は、其沙汰有間敷事

と、「百姓」の「走り」、他方への無断奉公、貨取を禁じ、違背者は、給地の者は藏入地に、藏入地の者は別代官の支配地へ移住させる、という藩領内「移百姓」の制を定めている。

また、同藩では、寛永九（一六三二）年には

一、走者不罷帰者、十人与よりよひ戻し候様ニ稠敷可申付事

と、十人組の責任で還住を強制している。⁽³⁾

中川岡藩の寛永二（一六二五）年九月一五日の「政事定書」⁽⁴⁾には、次の様な規定がある。

一、在々百姓受人に相立、其百姓走り候はゞ、如受状趣可申付候、違乱申候においては曲事可申付事

ここには、「走百姓」に対する請人連帶処罰制がみられる。

寛永一六（一六三九）年一一月一七日の三池藩の「覚」⁽⁵⁾では

一、毎年走り百姓多く御座候に付、走り申間敷とし、庄屋中に誓紙血判をさせ被成候と、庄屋は、年頭に「百姓」を集めて、走らぬことを起請文に誓わせ、庄屋自らには血判をして差出させられたのである。明暦三（一六五七）年、岡藩では、「走百姓」を五人組で尋出させて处罚し、年貢未進分は、五人組はもとより、村請の連帶責任とした。

寛文元（一六六一）年、日向都城領主北郷久定は、都城東・西・北の三口に番所を置き、他国浮浪の徒の出入を禁じた。⁽⁶⁾以上、みてきた様に、各藩の「走百姓」による対応は、多くは還住懷柔策から強制還住策に移行し、厳罰主義を採用していくが、根源的解決策は採られず、「走り」は跡を断たなかつた。

しかし、四国の土佐藩では、趣を異にしている。土佐藩では、慶長一七（一六二二）年一〇月制定の「忠義法度」七五か条のうち、「走り者」禁止の規定が二二か条に及ぶ程、幕政初期には「走り者」が多かつた。

野中兼山は、三、〇〇〇町歩の新田を開発し、「走り者」を「新田百姓」として保護し、三、〇〇〇戸の新田の「本百姓」を創出し、初期の厳罰主義を一変し、懷柔政策を採用した。そのためか、寛永一八（一六四一）年以後の土佐藩法には「走り者」禁止に関する条項がほとんど見られなくなる。⁽⁷⁾

註 (1) 「林文書」（大分縣史料）⁽⁸⁾第二部）二二三頁。

(2) 『福岡県史』第三卷上冊三頁。

(3) 『勝茂覚書』

(4) 北村清士校注『中川史料集』二一四頁。

(5) 『大牟田市史』上巻五九七頁。

(6) 「日向国史」

(7) 入交好脩著『徳川幕藩制の構造と解体』一一〇、一一四頁参照。

六、藩相互間の人返協定

「走百姓」に対する対策としては、藩相互の人返協定の締結があつた。

渡辺信夫氏の「近世初期人返令の展開」⁽¹⁾によると、東北では、慶長一六（一六一二）年に、仙台藩—米沢藩間の、翌一七年には、仙台藩—相馬藩間の、元和七（一六二二）年には、仙台藩—南部藩間に、人返協定が締結されている、という。九州ではどうであろうか。

早い所では、慶長二〇（一六一五）年に、筑後柳河藩（田中氏）と佐賀藩との「人返し」に関する「覚」⁽⁵⁾がある。

覚

一、人返之儀、申談候上ハ、是以前之走者互打置、慶長廿年五月朔日より、先様之走者如何駄之出入候共、無異儀指返可申候間、両國共其郡代へ届次第、無相違返可申事

一、双方郡代よりの届ニ、若紛於在之ハ、為奉行申談可相済事

一、両国之者、双方へ此中住宅仕候共、慶長廿年五月朔日以来、如本在所罷越候ハ、走者に相究、互返答可申事

一、両国之者、此中互奉公ニ罷出、暇を取る罷帰は、無異儀隙を取候段、其主人手形を取可罷帰事

一、縦紛候て奉公之致契約、取替請取申たる者ニ候共、慶長廿年五月朔日より以後之者ニ候ハ、取替差捨、届次第互指返可申事

付り、両国之女、双方へ參、縁ニ付候共、走者ニ候ハ、互差返可申事、以上

慶長廿年

宮川大炊助

卯月晦日

正成（花押）

辻勘兵衛尉

重勝（花押）

多久長門守殿

武雄主殿助殿

須古下総守殿

諫早右近將監殿參

慶長二〇（一六一五）年五月一日を期して、両藩の「人返協定」が四月朔日に締結されている。

豊前細川藩では、「走者」でも、走先で縁づいた女性は還住させていないが、この両藩の協定では、縁づいた女性が「走者」の場合、本人の意志に關係なく、郡代間で還住させている。また、契約を取替わした奉公人でも、本貫地に差返しているのである。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

細川藩と中川藩、細川藩と黒田藩の「人返し」における關係を、次にみてみよう。

「松井文書」のうち、寛永一七（一六四〇）年三月二三日付の、細川忠利から長岡佐渡・有馬頼母・長岡監物宛の書状に、次の様な内容がある。

一、中川者る届候百姓之事、右如申我等と不申通候間返事ニ可申ハ、先百姓居申候哉一々改、其上内膳殿と越中間能折節ハ右申合分ニ候、内膳殿只今越中所へ無御出と承候間、百姓改、其上越中所へ申上、越中被申付様可承由可申遣候、但、口上可然候事

以上

右両条之通急度可申下候、不申通候間ニ而百姓申次第ニ帰ス筈ニ而候ハん哉、中川隣国との様子も可有之候、又公儀之御

法度ニ候へハ日本國中二人々出入ニ申分誰も成間敷候、只今迄黒田なとゝ走百姓之儀互ニ不申候、科人と候へハ各別之儀ニ候、小者・中間も百姓も何程も筑前ニ可有之候得共互不申候、我等中川と申通候間之走百姓ハ、尚以別ニ可仕置候、又盜人か人ころし仕者か各別之譯有之ハ、承候上、何方へも返し可申と存候、已上

これによると、「小者」・「中間」・「百姓」などの肥後藩から筑前藩領への流入がみられるが、黒田—細川藩相互の人返協定は、科人以外では結んでいない。黒田氏が、豊前から筑前へ転封の時、年貢引継ぎで不公正があり、細川—黒田間に紛議が続き、藩相互の関係が良くなかったことにも一因があるであろう。細川氏と中川氏が人返協定を締結しようとしたのは、細川氏の参勤交代や年貢廻米が、大津街道を通り鶴崎から船積・船出のコースを取り、細川氏と中川氏との関係が密なためでもあつたであろう。

福岡藩と佐賀藩の関係はどうであつただろうか。丸山雅成氏の「参勤交代制の研究四」（『九州文化史研究所紀要』第二三号）によると、福岡藩の族臣黒田養心が、佐賀藩の家老鍋島生三に宛てた慶長一六〇七年、元和四年などの書状（「坊所鍋島家文書」）を見ると、福岡藩より佐賀藩への農民の走り者返還等に関するものが相当多く、その逆の事例の存在が少なくないことを推測させる、ということである。そして、「筑前より之走者」は、下座・早良・御笠・夜須・糟屋・志摩・博多など各郡にわたり、「百姓」及び「下人」以外に武家奉公人・町人なども若干ふくむが、養心が生三に対して、元和四（一六一八）年の書状で、「走百姓之儀ニ付而度々以書状御理申入候処、無異儀戻被下添存候」と謝辞を呈しているように、福岡—佐賀藩相互間の走り者対策はかなり緊密である、といいう。

細川氏と中川氏、黒田氏と鍋島氏と、大名の友好関係による「人返協定」の締結、黒田—細川の不締結など、個々の大名の親疏関係・政治的結合関係による恣意性が、近世初期の藩相互関係にみられるのである。

(1) 「日本文化研究所研究報告」別巻第十五集。

(2) 景勝御領中へ人返之儀被仰合覧

一、下人之儀、をとこに本錢仁百文、女房に三百文のほうれいたるへき事、

一、百姓境目にて見付候は、下人子供人かすおほく候共、夫婦計右之ほうれいたるへく候、付、境目を通り、うち郷へ逃来候百姓、相互届之上、ほうれい有間布事

一、奉公人之事、届次第相互不可有異儀事

慶長十六年五月九日

(3) 相馬へ之人返之事

一、奉公人・下人無相違被仰合候事

一、百姓之儀ハ、科人引負仕候ものせんざく之上可被相返事
以上

慶長十七年八月七日

(4) 南部より人返し御定御評定所張紙写

一、從南部人返候事百姓ハ元和七年、足輕ハ慶安元年八月より申定者也、前書御裁許定張紙之写也

寛文六年四月 日

(5) 「諫早家文書」(『長崎県史』史料編第二)

(6) 「内記様御領分ヨリ内膳正領分へ走參候御百姓改帳」

(7) 「鍋島佐賀藩の構造」第五節(中村質氏論文。藤野保編『佐賀藩の総合的研究』) 参照。

七、島原・天草の乱と「移百姓」

九州における最大規模の「走り」は、寛永一四(一六三七)年、島原・天草の乱における肥後天草の領民一二、一〇〇人余の肥前島原への「走り」である。

寛永一一～三年の打続く天災により、九州は飢饉に見舞われていた。細川忠興が忠利に宛てた書状には、寛永一三(一六三六)年頃から島原・唐津両藩で家臣団の離散がみられ、農民が疲弊し、何かが起ると、忠興は予想していたようである。殊に、島原・天草は、キリシタン大名小西行長・有馬晴信の遺領であり、キリシタンの外、浪人の潜伏も多かつた。そして、領主松倉重政・重次父子の苛政と禁教は極に達していた。

乱鎮圧後、幕府は、島原に譜代大名高力高房、天草に山崎家治を配置すると共に、「殺害」による島原・天草地方の住民の減少の対策として、肥後藩からの農民移住を命じている。熊大図書館所蔵の「部分御舊記」に、次の様な「移百姓」の記録がある。

一筆令啓候、天草・島原領先年成亡所于今百姓無之不作之儀候、然者領内百姓之内親子・兄弟五、三人も有之而其所之田地不明、郷村より一人宛も可遣候旨被仰出候間、被得其意、御奉公之儀之間、被差越尤二候

寛永十九

七月十二日

阿部対馬

阿部豊後

松平伊豆

細川肥後守殿

まいる

この幕府からの、島原・天草への肥後領よりの「百姓」移出命令に対して、細川忠利から幕府に出した一〇月朔日付の返書がある。

口上之覚

一、御奉書ニ領内百姓之内親子・兄弟五、三人も有之候而田地不明、郷村より一人宛も可遣之旨被仰下候、其上御奉公之儀ニ候間、差越候様ニとの儀奉得御意、すい分百姓吟味仕鷲原五拾人ハ頭百姓男女八拾四人馬八疋牛一疋、天草へ五拾人ハ頭百姓男女七拾貳人馬貳疋正、兩所合參百五拾六人ハ

男女共ニ遣申候、此妻子之人數別紙ニ進之候、住所をはつれ、他所へ參候儀迷惑かかり候へとも右之分ニ申付遣申候更
細川忠利は、肥後領内から島原へ一八四人と牛馬九疋、天草へは一七二人と馬二疋を、しぶしぶ幕府への「御奉公」として
差出した。

二三、〇〇〇人余の耕作農民が殺害され、四〇、〇〇〇石のうち二二一、〇〇〇石程が「亡所」と化した島原・天草地方に、
幕府は三五六人の肥後領民の移住を強制したが、これだけの人民では「燒土に水」の状況である。幕府は、肥後細川藩への老
中奉書と同様の移住命令を九州各藩に出している。

「西藩野史卷之十七」島津光久公、寛永十九年壬午の条によると

秋七月二十日 老中松平伊豆守信綱、新納右衛門佐久詮國老ナリ五郎右衛門祖ヲ召シ、台命ヲ伝テ曰、丁丑ノ乱島原前天草後ノ民死亡シテ土地荒蕪スユヘニ、隣国ノ民ヲシテ爰ニ移ス、薩州ノ民六十戸ヲ移ラシムベシ、於是三十戸男女百五十五戸馬四十九疋ヲ天草ニ、三十戸男女百四十戸馬百疋ヲ島原ニ移ス

と、薩摩藩（七二・八万石）に対しても、寛永一九（一六四二）年七月二十日、老中松平信綱から幕命として、島原・天草に
各三〇戸、男女三〇三人と馬一四九疋を移住させている。

府内藩（二・二万石）に対しては、「岡本家文書」（大分県立図書館蔵）に

一筆令申候、天草・島原領先年亡所于今百姓無之不作之儀候、然者領内百姓之親子・兄弟五、三人も有之而其所之田地不明、郷村よりハ一人宛も可遣之旨被 仰出候間、被得其意御奉公之儀候間、被差越尤ニ候、恐惶謹言

阿部対馬守

重次（花押）

七月十六日

阿部豊後守

忠秋（花押）

松平伊豆守

信綱（花押）

松平將監殿

とある如く、肥後細川藩宛と同様の幕命が寛永一九年七月十六日付で出されている、府内藩の幕命への対応に対し、同じ「岡本家文書」の中に

從 松平將監様御百姓式竈人数九人御目録之通請取申候案如此候、以上

寛永拾九年

午閏九月十五日

大井治大夫殿

中子三郎右衛門（花押）

と、島原藩主高力忠房から府内藩松平忠昭方宛への「百姓式竈人数九人」の移住者目録請取が認められる。天草領に対しても府内藩から二竈の百姓移住が推察される。

臼杵藩（五万石）では、「稻葉家譜卷十四」（臼杵市立図書館蔵）寛永一九年の条に

閏九月六日、信通奉ニ 將軍家命遣テ 農民五人於肥後天草、農民五人於肥前嶋原ト移シ彼地ニ令シ土着ム焉、先レ是戊寅年彼地諸民徒シ徽邪蘇宗被シ塵以シ無シ居民ニ故也、此時飯沼八左衛門家次・中村七左衛門盛政赴ニ天草、西尾源右衛門忠直・高宮十太夫正勝赴ニ嶋原ト皆奉ニ其使命ニ也

と記録されている如く、幕命を請けた藩主稻葉信通は、閏九月六日に、臼杵領内の農民を島原・天草に移住させている。尚、文中の移住「農民五人」は、「農民五竈」の意味にとるのが至当であろう。

佐賀鍋島藩（三五・七万石）については、「宮田家記録」（北有馬村折木名）に

一、当島守護人松倉長門守様御代、寛永十五年丁丑十月末、三会村半分より南め小浜迄之百姓等至テ松倉長門守殿ニ（接）

シ、島原御城ニせめ寄、町中焼払、大手御門に切掛けり、せめ入候ヲ、城中より出合、敵三百人討死ス、夫より引かへし、南有馬原ノ城ニ取籠、諸軍勢ヲ引請、終ニせめ亡され、南目亡跡ニ成候ニ付而 御公儀ヨリ諸大名ニ被 仰付、高壹万石ニ付百姓壹籠宛さし移され候ニ付、鍋島信濃守様より天草・島原両所ニ六拾籠被差移候、其時島原領ニ三拾籠移り候内、廿四籠ハ道崎村へ移り、残る六籠折木名ニ差被移候、寛永十九年之秋ノ暮より麦作開発致シ候、其刻ハ田畠料作帳・名寄帳なども高力摂津守様御代ニハ、御公儀百姓ト被 仰、帳面茂別帳ニ被成、方々より走り百姓ハ方々百姓帳ト被成候、帳面

貳本宛ニ村々被成候事実正也

とある如く、島原・天草領に各三〇籠ずつの農民移住が幕府から命令されている。島原領三〇籠のうち二一四籠は道崎村へ、残る六籠は北有馬村折木名に移住させられている。そして折木名への六籠の移住者は、すべて佐賀郡川副郷の住人で、寛永一九年九月に移住したものである。

幕府の命令で各藩から移住してきた農民を、島原藩では「御公儀百姓」と呼び、「田畠料作帳」や「名寄帳」などの帳簿も別帳を作成し、各地から島原領への「走百姓」は「方々百姓帳」に書きとどめ、両者を区別した。

対馬藩では、この時、島原に六二人を移住させており（「対馬藩日記」）、天草へも同程度の移住が推察される。

「御公儀百姓」は藩領から移入されただけでなく、幕領からも移住させられている。⁽⁵⁾

慶安二（一六四九）年には、讃岐国小豆島坂手村の庄屋高橋氏に幕府からの「御公儀百姓」の割当がきたのである。庄屋は公平を期すために囲引をしたところ、自分の子供も囲を引き当てたため子供は是非なく島原に移住したのである。島原口之津町早崎名の高橋家には、小豆島の高橋家と同一の「家筋由緒之事」という文書が残っている。その一部を次に示しておこう。

一、去ル寛永十五年中肥前島原一乱之末人数少ク相成候由ニ付、此節 御公儀之為御沙汰當島之人数以割合ヲ同國江指遣様上仰付候、依之圖取為致候処、其元茂是ニ当リ、無是非彼國江遣（後略）

幕府の指令による「公儀百姓」の島原・天草への移住は、この様に慶安二年にも見られる如く、寛永一九年に限られること

なく、乱の余波は後年にまで及び、またその強制移住の範囲も九州各藩・天領に限ることなく西国に及んでいるのである。

大村藩（二・七万石）に対しても、寛永一九年七月一六日付で老中奉書が大村純信宛に発給されている。大村藩の移住割当の縦数は現時点では明らかにできないが、他藩の「高一万石に付百姓老齢」の割合に依據すると、島原・天草に二・三縦ずつの移住割当てがあったと推定される。

「大村藩見聞集」一八巻島原抄によると、幕府権力は、島原・天草領への「移百姓」政策のほか、島原の乱後一年間の「作収」＝領主の年貢所當収取權行使の一時停止＝を高力島原藩に命じていて（実際は一年に限らず、数年に及んでいる）。このため近国近在から島原領への「走百姓」が多くなり、大村藩からは男女合せて一、二六六人の島原領への走りがあり、領内五〇〇余人のキリシタン死罪処分と併せて農民不足のため農村が荒廃し、領内の本年貢・小物成・諸役を規定通り収取できずに難渋しているので、島原藩に対して大村藩の走百姓の返還命令を出す様に、と藩主大村純信は老中阿部重次に願書（寛永一九年三月一八日付）を差出している。幕府は、両藩の実情を勘案し、翌二〇年三月に、走百姓の一部返還引渡しを実行させたのである。

島原の乱鎮定後の大村藩寛永十年代後半の某年二月、鍋島勝茂が多久美作に宛てた書状で、「領中百姓餘多島原へ走候様子」とか、「筑後・肥後其外隣国よりも島原へ走參候者」がいると述べており、また、島原地方の農民に「内通」して走り込むといふ、反封建的な広域闘争の連帶意識を発揚したところに特徴がある、と丸山雅成氏が指摘している様に、意識的・無意識的な農民独自の移住（移百姓）^{〔7〕}が潜行した様にある。そして、高力・山崎新領主による移入奨励策が、再発防止の検断的監視の下に実施されたものと考えられる。農民は、この様な情況下に、領主的収奪から脱脚すべく逃亡し、逃散し、結果的には再び、三たび新しい収奪秩序に抱摶されていった。

この島原・天草の乱を契機に、九州では、檀家制度・絵踏制が始まり、宗門改と共に「走り」に対する検断の眼が、一段と厳しさを増していく。

かくして、幕府は、寛永十年代に諸制度を急速に整備し、農民による代官・地頭への非法に対する訴権を剥奪し、以後、代

官・旗本の郷村に対する支配心得や郷村撻を頻発した。寛永二〇（一六四三）年の幕府の「土民仕置覚」では、慶長八年の「諸国郷村撻」を踏襲し、代官・地頭が非法を行なつた場合、年貢を皆済した上で農民の離村を認可しているが、農民の代官・地頭への弾劾権は剥奪し、農民支配の強化は進行していく。

この様に、近世初期、「領域」と「階層」を越えて、農民の「移動」は、全国的に展開された。

鎮国への傾斜の中で、幕府は、在地支配の矛盾から勃発した島原・天草の乱を弾圧し、その「移動」を体制的に抱摶し、農民層を階級的・地域的に「土着」・定在化させ、幕藩体制の維持・強化を企図していく。

註 (1) 「天草の民、原城の悲劇」（西山祐一氏論文。『新・熊本の歴史』4近世上）一二八頁参照。

(2) 秦政博氏のご教示による。

(3) 林銑吉編『島原半島史』中巻、〇〇三一五頁。

(4) 「長崎県の歴史」（藤野保氏論文。『郷土の歴史』九州編）一四二参照。

(5) 「長崎県史」藩政編、桑波田興氏論文参照。

(6) 林銑吉編『島原半島史』中巻一、〇〇七頁参照。

(7) 「参勤交代制の研究四」（『九州文化史研究所紀要』第二三号）参照。